

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日休) (日休) (日休)  
(日休) (日休) (日休)  
(日休) (日休) (日休)

## 目次

◇ 告 示 昭和四十三年度鳥取県一般会計補正予算等

## 告 示

### 鳥取県告示第二百五十五号

昭和四十四年二月定例県議会で三月十四日議決された昭和四十三年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県有料道路高原道路事業特別会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県管電気事業会計補正予算及び、昭和四十三年度鳥取県管病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十四年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 昭和43年度鳥取県一般会計補正予算

昭和43年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235,891千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,169,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県 税	11 自動車取得税	178,125	14,003	192,128
		4,122,127	14,003	4,136,130
3 地方交付税		11,159,769	95,914	11,255,683
	1 地方交付税	11,159,769	95,914	11,255,683
6 使用料及び手数料		565,686	97	565,783
	1 使用料	379,914	97	380,011

7 国庫支出金	1 国庫負担金	10,336,665	39,255	4,006,647
	2 国庫補助金	6,211,004	15,328	6,226,332
	3 委託金	142,012	929	142,941
8 財産収入	1 財産売却収入	301,397	37,152	338,549
	2 財源売却収入	274,068	37,152	311,220
9 寄附金	1 寄附金	100,496	387	100,883
	1 寄附金	100,496	387	100,883
12 諸収入	1 貸付金元利収入	2,521,578	83	2,521,661
	4 貸付金元利収入	2,038,999	20	2,039,019
13 県債	1 雑収入	73,249	63	73,312
	1 県債	789,000	49,000	838,000
歳入	合計	31,933,479	235,891	32,169,370

1 議会費	1 議会費	150,291	158	150,449
	1 議会費	150,291	158	150,449
2 総務費	1 総務管理費	1,061,807	70,434	1,132,241
	2 企画費	119,661	△1,800	117,861

3 民生費	1 統計調査費	61,625	66	61,691
	1 社会福祉費	1,644,659	3,241	1,647,900
4 衛生費	1 社会福祉費	432,442	2,452	434,894
	2 児童福祉費	495,502	789	496,291
6 農林水産業費	1 公衆衛生費	1,351,396	14,208	1,365,604
	2 環境衛生費	657,059	7,261	644,320
	3 保健所費	32,213	1,009	33,222
	4 医薬費	322,895	4,791	364,020
8 土木費	1 農業費	5,155,704	14,019	5,169,723
	2 畜産業費	1,823,067	12,433	1,835,500
	4 林業費	415,050	△500	414,550
	4 林業費	1,130,160	2,086	1,132,246
9 警察費	1 道路橋りょう費	6,941,215	33,459	6,974,674
	2 河川海岸費	3,833,294	1,981	3,835,275
	3 港湾費	1,733,837	28,081	1,761,918
	4 都市計画費	390,203	97	390,300
	5 都市計画費	531,677	3,300	534,977
10 教育費	1 警察管理費	1,479,599	33,202	1,512,801
	1 警察管理費	1,385,284	33,202	1,418,486
2 小学校費	1 教育総務費	8,829,536	59,506	8,889,042
	2 小学校費	619,953	26	619,979
2 小学校費	2 小学校費	3,282,277	9,469	3,291,746

3	中学校費	1,873,418	18,551	1,891,969
4	高等学校費	2,601,583	23,087	2,624,670
6	社会教育費	125,166	322	125,488
7	保健体育費	108,445	8,051	116,496
11	災害復旧費	388,395	86	388,481
	2 土木施設災害復旧費	258,900	86	258,986
13	諸支出金	369,649	9,312	378,961
	3 自動車取得税交付金	118,453	9,312	127,765
	歳出合計	31,933,479	235,891	32,169,370

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4	衛生費	3 保健所費	5,143
		米子保健所改築費	
6	農林水産業費	3 農地費	5,577
		開拓パイロット事業費	
8	土木費	2 道路橋りょう費	4,300
		3 河川海岸費	6,950
		河川改良事業費	
	5 都市計画費	街路事業費	4,650
10	教育費	7 保健体育費	19,446
		国民体育大会冬季大会準備費	
	計		46,066

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の利率 %	限度額 千円	起債の利率 %
衛生研究所改築費	28,000		30,000	
高等学校備費	50,000		100,000	
体育施設整備備費	18,000		15,000	
計	819,000		888,000	

昭和43年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

昭和43年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ438,871千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	証紙収入	391,574	40,000	431,574

歳 入	1 証 紙 収 入	391,574	40,000	431,574
合 計		398,871	40,000	438,871

歳 出	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	一般会計繰出金		379,827	38,800	418,627		
		1 一般会計繰出金	376,827	38,800	418,627		
2	収入証紙売りさばき費		11,747	1,200	12,947		
		1 収入証紙売りさばき費	11,747	1,200	12,947		
合 計			398,871	40,000	438,871		

昭和43年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計補正予算

昭和43年度鳥取県の県立しかの和泉荘事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

歳 入	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	使用料及び手数料		11,013	1,250	12,263		
		1 使用料	11,013	1,250	12,263		
3	諸 収 入		507	79	586		
		1 雑 入	507	79	586		
合 計			11,521	1,329	12,850		

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	しかの和泉荘事業費		11,521	1,329	12,850		
		1 しかの和泉荘事業費	11,521	1,329	12,850		
合 計			11,521	1,329	12,850		

昭和43年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和43年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1	中小企業近代化資金貸付事業費	中小企業高度化資金貸付事業費	千円 32,240
	計		32,240

昭和43年度鳥取県営林事業特別会計補正予算  
昭和43年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,741千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2	財産収入	千円 47,589	千円 △ 4	千円 47,585
	1 財産売却収入	47,588	△ 4	47,584
3	繰入金	22,001	1,666	23,667
	1 一般会計繰入金	22,001	1,666	23,667

5 諸・収入	9,917	△ 509	9,408
1 雑収入	9,917	△ 509	9,408
歳入合計	92,588	1,153	93,741

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	県営林事業費	千円 92,588	千円 1,153	千円 93,741
	1 職員費	16,188	1,081	17,269
	2 造林事業費	15,481	0	15,481
	3 保育事業費	59,143	72	59,215
歳出合計		92,588	1,153	93,741

昭和43年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計補正予算  
昭和43年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

- 第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1	事業収入	千円 11,924	千円 △ 1,270	千円 10,654

2	繰入金	1 事業収入	11,924	△ 1,270	10,654
		1 一般会計繰入金	14,629	1,270	15,899
	歳入合計		26,564	0	26,564

昭和43年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算

昭和43年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳入	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	円	千円	円	
1	事業収入		8,534	△ 706		7,828	
		1 事業収入	8,534	△ 706		7,828	
2	繰入金		8,090		711	8,801	
		1 一般会計繰入金	8,090		711	8,801	
4	諸収入		5	△ 5		0	
		1 雑収入	5	△ 5		0	
	歳入合計		51,630	0		51,630	

昭和43年度鳥取県管営電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和43年度鳥取県管営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和43年度鳥取県管営電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間販売電力	KWH 110,766,000	KWH △ 261,000	KWH 110,505,000

(収益的収入の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 電気事業収益	381,952千円	6,166千円	388,118千円
第1項 営業収益	375,942千円	3,685千円	379,627千円
第3項 期間外収益		2,481千円	2,481千円
(資本的支出の補正)			

第4条 予算第4条本文かつて書中「114,830千円」を「119,830千円」に、「25,000千円」を「22,000千円」に、「6,031千円」を「14,031千円」に改め、同条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	129,831千円	5,000千円	134,831千円
第2項 企業債償還金	102,282千円	5,000千円	107,282千円

昭和43年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和43年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和43年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	755,790千円	6,190千円	761,980千円●
第1項 医業収益	671,624千円	6,190千円	677,814千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	756,595千円	11,591千円	768,186千円
第1項 医業費用	711,329千円	11,591千円	722,920千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつと書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額38,900千円は当年度分損益勘定留保資金38,900千円で補てんするものとする。)に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	209,690千円	1,448千円	211,138千円
第1項 企業債	17,000千円	6,000千円	23,000千円
第6項 助成金	8,552千円	△4,552千円	4,000千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条中「17,000千円」を「23,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条中職員給与費を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	316,380千円	6,751千円	323,131千円

(たな卸資産の購入限度額の補正)

第6条 予算第9条中「289,880千円」を「294,720千円」に改める。